

落札者決定基準

工 事 名 : 北葛線第2工区更新事業
工事場所 : 香芝市鎌田地内～香芝市上中地内

■落札者決定基準【発注部局】 広域水道センター

分類		評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準		配 点		
技 術 提 案 書 (注5)	技術提案に係る項目	工程計画に関する項目 (注1)	設計業務及び工事業務ごとに、それぞれの工程に大きな影響を与える主要な項目(関係機関協議も含む。)やその規模、期間、クリティカルパス等が適切に記載されている工程計画となっており、具体性・妥当性が高い場合に優位に評価する。 なお、工程計画にはモニタリング、打合せ協議及び照査も含めること。	a. 工程計画が適切であり、特に優れた工夫かつ具体性・妥当性が高い		6点	小計 48点 満点	
				b. 工程計画が適切であり、優れた工夫かつ具体性・妥当性が高い		4点		
				c. 工程計画が適切であり、工夫かつ具体性・妥当性が高い		2点		
				d. 工程計画法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない		0		
		実施体制に関する項目 (注1)	設計業務及び工事業務ごとに、本事業(設計業務・工事業務)を進めるにあたっての体制や、事業者間や発注者との報告、連絡、相談の体制、役割分担(予期せぬ事態も含む。)等の体制が事業内容に適した実施体制となっており、具体性・妥当性が高い場合に優位に評価する。	a. 実施体制が適切であり、特に優れた工夫かつ具体性・妥当性が高い		6点		
				b. 実施体制が適切であり、優れた工夫かつ具体性・妥当性が高い		4点		
				c. 実施体制が適切であり、工夫かつ具体性・妥当性が高い		2点		
				d. 実施体制が適切であるが、上記a、b、cに該当しない		0		
		設計業務に関する項目 ① (注1)	シールド工における設計計画の着眼点について、具体的かつ確に示されている場合に優位に評価する。なお、シールド工には二次覆工等も含むものとする。	a. 着眼点が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的的確に示されている		6点		
				b. 着眼点が適切であり、優れた工夫かつ具体的的確に示されている		4点		
				c. 着眼点が適切であり、工夫かつ具体的的確に示されている		2点		
				d. 着眼点が適切であるが、上記a、b、cに該当しない		0		
		設計業務に関する項目 ② (注1)	全ての立坑工における設計計画の着眼点について、具体的かつ確に示されている場合に優位に評価する。なお、立坑内配管に関することは除くものとする。	a. 着眼点が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的的確に示されている		6点		
				b. 着眼点が適切であり、優れた工夫かつ具体的的確に示されている		4点		
				c. 着眼点が適切であり、工夫かつ具体的的確に示されている		2点		
				d. 着眼点が適切であるが、上記a、b、cに該当しない		0		
		設計業務に関する項目 ③ (注1)	洗管の設計計画の着眼点について、具体的かつ確に示されている場合に優位に評価する。	a. 着眼点が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的的確に示されている		6点		
				b. 着眼点が適切であり、優れた工夫かつ具体的的確に示されている		4点		
				c. 着眼点が適切であり、工夫かつ具体的的確に示されている		2点		
				d. 着眼点が適切であるが、上記a、b、cに該当しない		0		
		工事目的物の性能・機能の向上に関する項目 ① (注1)(注7)	シールドの掘進精度確保に関する具体的な工夫を提案・実施する。	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる		6点/1提案		
				b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる		4点/1提案		
				c. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる		2点/1提案		
				d. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない		0		
		社会的要請の対応に関する項目① (注1)(注7)	道路通行規制を行うにあたって、通行者(一般通行車両及び歩行者)への安全対策について具体的な工夫を提案・実施する。	a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図れ、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる		6点/1提案		
				b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図れ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる		4点/1提案		
				c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図れ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる		2点/1提案		
				d. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図れているが、上記a、b、cに該当しない		0		
		社会的要請の対応に関する項目② (注1)(注7)	施工時における周辺環境への負荷(騒音)を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。	a. 施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる		6点/1提案		
				b. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる		4点/1提案		
				c. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる		2点/1提案		
				d. 施工管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない		0		
		配置予定技術者の技術提案に対する理解度	主任技術者・監理技術者・管理技術者の技術提案の記載内容に対する理解度(ヒアリングで聞き取り) (注6)	a. 内容を理解している		0		小計 0点 満点
				b. 一部でも理解していない技術者がいる (注2)		Max -10		
				c. 全く理解していない技術者がいる (注3)		欠格		
加 算 点 合 計 (注4)							48点満点	

- (注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者の場合は－3点、従になる配置予定技術者の場合は－1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。
- (注3) 「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。
- (注4) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注5) 技術提案書の提出書類について、事業名が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注6) ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者にならない。
但し、入札参加要件を満足する配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合において、やむを得ない理由による欠席で、ヒアリングの前日(土・日・祝日を含まない)の正午までに理由書の提出がある場合はこの限りではない。
なお、この場合において、主たる配置予定技術者が欠席した場合は－3点、従になる配置予定技術者が欠席した場合は1社あたり－1点とし、減点する。
- (注7) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。